

令和6年1月4日に提出した監査の
結果に基づき講じた措置の状況について

令和6年4月

宮崎県監査委員

財政援助団体等を対象とした監査

財政援助団体等（補助団体、出資団体、公の施設指定管理者）35団体について、令和5年10月12日から令和5年12月7日までの間に、監査を実施した。

その結果、2団体の2件について、該当団体及び県の所管課等に対し、改善の措置を講じるよう文書で通知を行った。

該当機関（県の所管課等）からの講じた措置の報告については、次のとおりである。

区分	1月4日監査結果	講じた措置報告
指摘事項	1	1
注意事項	1	1
意見		
計	2	2

【出資団体】

監査対象機関 (県の所管課)	監査の結果	講じた措置
公益社団法人 宮崎県農業振 興公社 (担い手農地 対策課)	【注意事項】 農業経営者総合サポート事 業に係る業務委託について、 事業実績に係る検査の結果通 知及び額の確定通知などの手 続が行われていなかった。	公社に対し、再委託先への事業実績 に係る検査の結果通知及び額の確定通 知の手続きを行うよう指導し、是正さ れたことを確認した。

【公の施設指定管理者】

監査対象機関 (県の所管課)	監査の結果	講じた措置
学校法人宮崎 総合学院 (担い手農地 対策課)	【指摘事項】 県立農業大学校農業総合研 修センター及び宮崎県農業科 学公園の管理運営について、 生産物台帳が作成されていな いなど、基本協定で定められ た生産物の取扱いが行われて いなかった。 また、生産物の売払処理が 一部適正に行われていなかっ たため、県への納付金につい て正確な額が確認できなかつ た。	生産後保管し処分する生産物の取扱 いについては、県が定める「生産物取 扱要領」に基づくよう指導するととも に、生産物の処分方法について改めて 指定管理者と協議を行うこととした。 また、県への納付金の精査を行い、 追加納付が必要な場合は速やかに納付 するよう依頼するとともに、改善策に 基づく適正な会計処理を行うよう指導 した。